

教育実習参加条件

□ 2019年度以降入学者

教育実習に参加できる者は、次の条件を全て満たす者とする。

1. 第4年次学生
2. 前年度までに、次の単位を修得済みの者
 - ア) 免許状の取得を希望する「教科教育法1」「教科教育法2」の合計4単位
(ただし、英語で実習を行う者は、「英語科教育法1(2単位)」、「英語科教育法2(2単位)」、「英語科教育法3(2単位)」、「英語科教育法4(2単位)」のうち、いずれかの2単位)
 - イ) 「教育基礎論1(2単位)」、「教師論(2単位)」、「学習心理学(2単位)」のいずれか4単位
 - ウ) 「教科に関する科目」10単位

□ 2018年度以前入学者

教育実習に参加できる者は、次の条件を全て満たす者とする。

1. 第4年次学生
2. 前年度までに、次の単位を修得済みの者
 - ア) 免許状の取得を希望する「教科教育法I」4単位
(ただし、英語で実習を行う者は、「英語科教育法I-1(2単位)」、「英語科教育法I-2(2単位)」、「英語科教育法II-1(2単位)」、「英語科教育法II-2(2単位)」のうち、いずれかの2単位)
 - イ) 「教育原理(2単位)」、「教師論(2単位)」、「教育心理学(2単位)」のいずれか4単位
 - ウ) 「教科に関する科目」10単位